

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年2月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 四日市市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで。
- (2) 整備等のため市長が特に必要があると認める日

(個人使用に供する使用日)

第3条 個人使用に供する使用日は、1月4日から12月28日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期間を変更することができる。

2 前項により、市長が個人使用に供する日を定めたときは、総合体育館に掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により総合体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

- (1) 四日市市が主催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(許可の順位)

第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、

他の方法によることができる。

(1) 別表に掲げる使用区分のうち、1及び2の項に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、市長が調整を行い順位を決定する。

(2) 別表に掲げる使用区分のうち、3から5までの項に該当する場合 申請の順序とする。

(許可の制限)

第6条 専用使用の場合において、使用期間が引き続き5日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第7条 申請者で四日市市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書（第2号様式）により市長に申請し、システム利用者登録済証（第3号様式。以下「登録済証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、市長に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 前各号のほか、市長が登録者として不相当と認めたとき。

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第8条 市長は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2 インターネットによる仮予約の申請は、使用しようとする日の属する月の初日前3月の2日後から受け付けるものとする。

3 使用日の14日前までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。

4 市長が特に必要があると認めるときは、仮予約開始日を変更することができる。
(使用の許可)

第9条 市長は、総合体育館の使用を許可したときは、専用使用の場合にあつては四日市市公共施設使用許可書(第4号様式)を、個人使用の場合にあつては、四日市市総合体育館個人使用券(第5号様式及び第6号様式)を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の許可書又は四日市市総合体育館個人使用券を使用の際、係員に提示しなければならない。

(使用の変更等)

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第7号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人使用に係る使用許可については、口頭で市長に申請しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 条例第7条の規定による使用料は、市長の発する納入通知書によって納付しなければならない。ただし、個人使用に係る使用料の納入の通知は、口頭で行うものとする。

(使用料の減免)

第12条 使用料の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料減免申請書(第8号様式)に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 市長は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料(設備器具及び備付物品の使用料を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で総合体育館の使用ができなくなったとき。	使用料の全額

<p>使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</p>	<p>使用料の全額</p>
<p>使用日の5日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</p>	<p>既納の使用料から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額</p>

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書を添えて市長に申請しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食又は火気を使用しないこと。
- (3) 壁、柱等に張り紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外の物を使用しないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、許可を受けた設備器具又は備付物品以外を使用することができる。
- (5) 管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (6) その他市長の指示する事項

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、定数を標準とすること。
- (2) 総合体育館内外の秩序を保つため、必要な整理の人員を配置すること。
- (3) 入場者に対し、前項に掲げる事項及び係員の指示する事項を守らせること。
- (4) 次条各号のいずれかに該当する者に対し、必要に応じその入場を拒絶し、又は退場させること。

（入場の制限）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) めいていしている者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
(特別設備の申請)

第16条 条例第12条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、市長に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第17条 使用者は、係員の職務上の入場を拒んではならない。

(事故報告)

第18条 使用者は、建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して、市長に届け出なければならない。

(使用後の届出)

第19条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに市長に届け出て係員の点検を受けなければならない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成32年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 総合体育館の使用許可に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する日前においても行うことができる。

第1号様式（第4条関係）

四日市市公共施設使用許可申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 (行事名称)	
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分
利用責任者	
利用人数	人

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計 円

第2号様式（第7条関係）

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書

（個人登録用）

四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消																				
フリガナ※																							
氏名※																							
生年月日※	年 月 日	性別	男 ・ 女																				
住所※	〒 —																						
電話番号※	()																						
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで																							
<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																							
（注）記号（-^/等）はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。																							
勤務先、 学校名	フリガナ																						
	名称																						
	住所	〒 —																					
	電話番号	()																					

パスワード※				
--------	--	--	--	--

（注）パスワードは、数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

（注）利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、四日市市個人情報保護条例にもとづき、適性に管理いたします。

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書

(団体登録用)

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合、名前のみの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
(注) 記号(-^/等)はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、四日市市個人情報保護条例にもとづき、適性に管理いたします。

第4号様式（第9条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号
年 月 日

〒

様

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的 (行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利用責任者			
利用人数			

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人


受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計	円
-----	---

第5号様式（第9条関係）


（表紙表）

四日市市総合体育館共通回数使用券		No.
使用できる施設	四日市市総合体育館	アリーナ・多目的室
有効期間	年 月 日まで	円
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効	
	四日市市 市長	

（表紙裏）


<p>注 意 事 項</p> <p>1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚</p> <p>2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。</p> <p>3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。</p> <p>4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。</p> <p>5 本券発行後の払戻しはできません。</p>	
--	--

（回数使用券）

	四日市市総合体育館アリーナ・多目的室 回数使用券
使用日	退場時刻
	

第6号様式（第9条関係）


（表紙表）

四日市市総合体育館共通回数使用券		No.
使用できる施設	四日市市総合体育館 トレーニングルーム	
有効期間	年 月 日まで	
		円
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効	
	四日市市 市長	

（表紙裏）

<p>注 意 事 項</p> <p>1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚</p> <p>2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。</p> <p>3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。</p> <p>4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。</p> <p>5 本券発行後の払戻しはできません。</p>	
--	--

（回数使用券）

	四日市市総合体育館トレーニングルーム 回数使用券
使用日	退場時刻
	

第7号様式（第10条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第 8 号様式（第 11 条関係）

四日市市公共施設使用料減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受 付 番 号			
施 設			
施 設 内 の 場 所			
利 用 目 的			
(行 事 名 称)			
利 用 日 時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利 用 料 金	減 免 前 利 用 料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減 免 理 由			

別表（第4条、第5条関係）

使用区分	申請期間
1 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から使用日の前日まで
2 市、県、国レベル並びにそれと同程度の大会等のために、1日単位以上で当該施設を使用するとき。	使用する前年度の10月1日から11月30日まで
3 上記2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	初日の属する月の3月前の初日から使用日の前日まで
4 上記2以外の使用区分で、1日単位、午前、午後、夜間で、当該施設を使用するとき。	
5 当該施設の一般公開日に個人使用するとき。	当日

備考

- 1 「1日単位」とは、午前及び午後、午後及び夜間又は全日のいずれかで使用する場合をいう。
- 2 「使用日」とは、使用しようとする日をいう。ただし、2日以上継続して使用しようとするときは、その最初の日をいう。
- 3 「使用」とは、準備及び撤去に要する使用を含むものとする。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)